

# 新潟県次世代タクシー等導入促進事業補助金募集要項

## I 制度概要

### 1 補助金の趣旨

本補助金は、脱炭素社会の実現及び高齢者等の移動手段の確保の観点から、タクシー事業者又はリース事業者が行う次世代タクシー等の導入に要する経費について、県がその一部を補助するものです。

### 2 対象事業

補助金の対象となる事業は、タクシー事業者<sup>※1</sup>が次世代タクシー等<sup>※2</sup>を導入する事業又はリース事業者<sup>※3</sup>がタクシー事業者と補助対象車両に係るリース契約を締結する事業です。

※1 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の許可を受けて、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者

※2 次表に掲げる車両及び設備

| 車両又は設備         | 定義   |
|----------------|--|
| 電気自動車等タクシー     | 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車のタクシー車両   |
| ユニバーサルデザインタクシー | 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車であって、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日付け国自旅第 192 号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両<br>※該当車両：トヨタ自動車 JPN TAXI 等 |
| 電気自動車用充電設備     | 一般用電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 1 項に規定する電気工作物をいう。）であって、主として電気自動車等タクシーに充電するための設備  |

※3 リース契約に基づき、事業用自動車を借主に貸し渡すことを業とする者

### 3 補助対象事業者

補助金の交付の対象となる者は、県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人のタクシー事業者及びリース事業者です。

## 4 補助対象車両等

### (1) 補助対象車両

補助の対象となる車両は、次の全ての要件を満たす電気自動車等タクシー及びユニバーサルデザインタクシーです。

ア 県内に使用の本拠の位置を有する車両であること。

イ タクシー事業を行うために使用する車両であること。

ウ 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに新規登録（登録を抹消した中古車の再登録を除く。）する車両であること。

### (2) 補助対象設備

補助の対象となる設備は、次の全ての要件を満たす電気自動車用充電設備です。

ア 充電インフラ設備等導入支援を実施する市町村に所在する設備であること。

イ 一般向けに開放された設備であること。

ウ 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに設置された設備であること。

## 5 補助対象経費

### (1) 電気自動車等タクシー及びユニバーサルデザインタクシー

$$\text{補助対象経費} = \text{車両本体価格}^{\ast} - \text{値引き額}$$

※ 消費税及び地方消費税は含みません。

### (2) 電気自動車用充電設備

$$\text{補助対象経費} = \text{充電器本体等価格}^{\ast} - \text{値引き額}$$

※ 充電器本体、機器を構成するために必要な付属品及び蓄電池の価格とします。

※ 設置等に係る工事費用、消費税及び地方消費税は含みません。

## 6 補助金額

### (1) 電気自動車等タクシー及びユニバーサルデザインタクシー

$$\text{補助金額}^{\ast 1} = \text{補助対象経費} - \text{標準的な車両本体価格}^{\ast 2} \text{ (千円未満切捨て)}$$

※1 補助限度額を次のとおりとします。

・電気自動車等タクシー：1台当たり60万円（プラグインハイブリッド自動車は1台当たり30万円）

・ユニバーサルデザインタクシー：1台当たり40万円

※2 標準的な車両本体価格：ユニバーサルデザインタクシーレベル準1は218万円、それ以外は236万円

## (2) 電気自動車用充電設備

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費} \times 1/6 \text{ (千円未満切捨て)}$$

## II 手続きの方法

### 1 交付申請

補助金の交付申請をする場合は、「交付申請書（別記第1号様式）」を提出してください。申請が予算額に達した時点で受付を終了します。

#### 【必要書類】

- ・補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ・事業計画書（別紙1）
- ・宣誓書（別紙2）
- ・補助対象車両又は補助対象設備の代金見積書の写し
- ・補助対象車両の標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し
- ・補助対象車両のリース料金の算定根拠明細書（別紙3）
- ・その他知事が必要と認める書類

《電気自動車用充電設備の導入費用に係る補助金について》

- 補助金の交付には、市町村が実施する支援に申請・採択される必要があるため、実績報告時に市町村支援制度の交付決定通知を提出願います。

### 2 変更承認申請

交付申請に基づく県の交付決定後、補助事業の内容及び経費の配分の変更をする場合は、予め「変更承認申請書（別記第3号様式）」を提出する必要があります。

| 変更区分                | 変更事由  |
|---------------------|---|
| 補助事業の内容の変更          | ・車両導入台数の変更など  |
| 経費の配分の変更            | ・交付申請額の変更など   |
| 軽微な変更（変更承認申請書の提出不要） | ・導入車両（車名・型式）の変更（交付申請額の変更がある場合を除く。）<br>・事業完了日の変更（予定日より遅れる場合を除く。） |

#### 【必要書類】

- ・変更承認申請書（別記第3号様式）
- ・事業計画書（別紙）
- ・その他知事が必要と認める書類

### 3 実績報告

補助事業が完了（車両登録、設備設置工事が完了）した日から1か月以内に「補助事業実績報告書（別記第6号様式）」を提出してください。

令和9年2月28日までに車両登録及び充電設備工事を完了する必要があります。

#### 【必要書類】

- ・ 補助事業実績報告書（別記第6号様式）
- ・ 事業計画書（別紙）
- ・ 振込口座通帳等の写し
- ・ 補助対象車両又は補助対象設備の購入代金に係る請求書又は領収書等の写し
- ・ 補助対象車両の自動車検査証の写し
- ・ 補助対象設備の設置業者が発行する工事完了証明の写し
- ・ 補助対象車両の写真
- ・ 補助対象設備の設置写真
- ・ 補助対象車両のリース契約書（自動車賃貸借契約書）の写し
- ・ 補助対象設備の市町村支援制度の交付決定通知
- ・ その他知事が必要と認める書類

### 4 その他の手続き

補助金の交付決定後に交付申請を取り下げる場合、やむを得ない事由等により、補助事業を中止又は廃止する場合、予定の期間内に事業の完了（車検登録の完了、充電設備設置の完了）が困難な場合には、速やかに県に連絡の上、必要書類の提出等の指示を受けてください。

| 手続区分        | 必要書類                 |
|-------------|----------------------|
| 申請の取下げ      | 交付申請取下届出書（別記第2号様式）   |
| 補助事業の中止又は廃止 | 中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式） |
| 補助事業の遅延の報告  | 遅延等報告書（別記第5号様式）      |

### 5 書類の提出方法・提出先

#### (1) 提出方法

- 申請様式は、新潟県ホームページからダウンロードできます。印刷の際は、日本産業規格A4の用紙に片面で印刷してください。

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/koutsuseisaku/taxir8.html>

- 申請様式に必要事項を記入の上、添付資料とあわせて提出してください。
- 申請書類は、電子メールによる提出をお願いいたします。

## (2) 提出先

新潟県交通政策局 交通政策課 地域交通班

電 話：025-280-5974

F A X：025-284-5042

電子メール：ngt170060@pref.niigata.lg.jp

## Ⅲ 留意事項

### 1 処分の制限

- 本補助金により取得した財産（以下、「取得財産」という。）には、次表のとおり処分制限期間が定められています。

| 取得財産区分         | 処分制限期間※ |
|----------------|---------|
| 電気自動車等タクシー     | 3年      |
| ユニバーサルデザインタクシー | 3年      |
| 電気自動車用充電設備     | 5年      |

※ 車両の車検登録日及び充電設備の設置完了日から起算します。

- 処分制限期間内に取得財産を処分（補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、移設、担保に供する処分のほか、使用の本拠の位置の変更を含む。）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（別記第7号様式）」を提出し、知事の承認を受けてください。
- 処分制限期間内の取得財産の処分を承認する場合において、補助金の全部又は一部の額の返還を求める場合があります。

### 2 補助金の経理

補助事業が完了した後は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、5年間保管してください。

### 3 リース契約

- 申請者および助成金の支払先は、リース事業者です。

- タクシー事業者（貸与先）に補助金の利益が還元されるよう、月々のリース料金から補助金相当分を減額している必要があります。この補助金には、本事業以外のもの（国補助やその他の補助金）も含まれます。
- 交付申請は、リース料金減額の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（別紙3-1又は別紙3-2）」を提出してください。
- 実績報告は、リース契約書（自動車賃貸借契約書）の写しを提出してください。
- リース期間は、処理制限期間以上である必要があります。

#### IV 申請者向けQ&A

**【Q】他の団体の補助金との併用は可能ですか。**

**【A】**他の団体の補助金と併用いただけます。

**【Q】申請する車両台数に上限はありますか。**

**【A】**車両台数に上限は設けておりませんが、申請が予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。

**【Q】既に導入した車両は対象になりますか。**

**【A】**令和8年4月1日以降に新規車検登録された車両であれば、対象となります。

**【Q】割賦（ローン）で購入した車両は対象になりますか。**

**【A】**割賦購入により所有権が留保されているものは、対象外となります。

**【Q】リースにより車両を導入した場合、補助対象となりますか。**

**【A】**令和8年4月1日以降にリースにより導入された車両であれば、補助対象となります。

**【Q】中古車は補助対象になりますか。**

**【A】**中古車は対象になりません。新車のみが対象となります。

**【Q】自動車の納車が遅れる場合は、どうしたらよいでしょうか。**

**【A】**補助金の交付申請書に記載いただいた事業完了予定日より遅れる場合は、速

やかに県に連絡した上で、「遅延等報告書（別記第5号様式）」を提出いただく必要があります。

なお、令和9年2月28日までに車両の新規登録が完了しない場合は、補助の対象となりませんので、納車時期を事前に販売店等にご確認の上、本補助金の申請をしてください。